

専属専任媒介契約書

依頼の内容 売却・購入・交換

この契約は、次の3つの契約型式のうち、専属専任媒介契約型式です。

・ 専属専任媒介契約型式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。

依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。

当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。

・ 専任媒介契約型式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。

依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。

当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。

・ 一般媒介契約型式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。

依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。

依頼者甲は、この契約書及び専属専任媒介契約約款により、別表に表示する不動産(目的物件)に関する売買(交換)の媒介を宅地建物取引業者乙に依頼し、乙はこれを承諾します。

年 月 日

甲・依頼者

住所

氏名

印

商号(名称)

代表者

印

主たる事務所の所在地

免許証番号

乙・宅地建物取引業者

1 成約に向けての積極的努力量務

- 一 乙は、甲に対し、文書により1週間に1回以上業務の処理状況を報告します。
- 二 乙は、広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、* _____ にこの媒介契約の締結の日の翌日から5日以内(乙の休業日を含みません。)に登録するとともに、契約の成立に向けて積極的に努力します。また、目的物件を登録したときは、遅滞なく、甲に対して宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を交付します。

* 当該目的物件の所在地を含む地域を対象として登録業務を行っている指定流通機構の名称を記入する。

2 違約金等

- 一 甲がこの媒介契約の有効期間内に乙以外の宅地建物取引業者に目的物件の売買若しくは交換の媒介若しくは代理を依頼し、これによって売買若しくは交換の契約を成立させたとき、又は甲が自ら発見した相手方と目的物件の売買若しくは交換の契約を締結したときは、乙は、甲に対して、約定報酬額に相当する金額(この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。)を違約金として請求することができます。

- 二 乙の責めに帰すことができない事由によってこの媒介契約が解除されたときは、乙は、甲に対して、この媒介契約の履行のために要した費用の償還を請求することができます。

- 3 有効期間 この媒介契約締結後 _____ ヶ月(_____ 年 _____ 月 _____ 日まで)とします。
(消費税及び地方消費税抜き報酬額) (消費税額及び地方消費税額の合計額)

- 4 約定報酬額 _____ 円と _____ 円を合計した額とします。

- 5 約定報酬の受領の時期 _____ とします。

別表

所有者	住所	登記名義人	住所
	氏名		氏名

所在地

目的物件の表示	土地	実測	地目	宅地・田・畑 山林・雑種地 その他()	権利内容	所有権・借地権
	建物	公簿	種類			
		築積	延面積	間取り		
		マンション	名称	階	号室	構造
		タイプ	LDK	DK	共有持分	分の
		専有面積		m ²		

備考

本体価額	円
消費税額 及び地方 消費税額 の合計額	円

媒介価額	総額	円
------	----	---

〔ただし、買い依頼に係る媒介契約については、次の別表を使用することとして差し支えない。〕

希望する条件

項目	内 容	希 望 の 程 度
物件の種類		
価 額		
広さ・間取り等		
物件の所在地		

その他の条件(希望の程度もお書き下さい。)

注 「希望の程度」の欄には、「特に強い」、「やや強い」、「普通」等と記入すること。